

(議案その三)

令和四年五月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和4年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

第80号議案	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	1
第81号議案	特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	3
第82号議案	島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	5

第80号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「専修学校進学者特別支援資金その他の」を削る。

第2条の表専修学校進学者特別支援資金の項中「（昭和22年法律第26号）」を削り、「島根県の区域内（以下「県内」という。）」を「県内」に、「公益財団法人島根県育英会（以下この項において「育英会」という。）」を「育英会」に改め、同項の前に次のように加える。

大学等奨学資金	経済的な理由により修学することが困難であると認められる者の修学を支援するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、大学院、短期大学（修業年限2年以上の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第4学年及び第5学年又は修業年限2年以上の認定専攻科に限	育英会から資金（県貸付資金を原資とするものに限る。）の貸付けを受けた者（以下この項において「被貸与者」という。）が死亡し、又は心身に重度の障害を有することとなり、かつ、被貸与者、その相続人又は連帯保証人のいずれもが貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、育英会が債務を免除したとき。	債務の全部 又は一部
---------	---	---	---------------

る。)又は専修学校(専門課程に限る。)に在学し、かつ、島根県の区域内(以下「県内」という。)に住所を有したことが一定期間ある者、父母が県内に住所を有する者その他知事が定めるこれらに準ずるものに対する資金の貸付けを行う公益財団法人島根県育英会(以下この項及び次項において「育英会」という。)に対して貸し付けた資金(以下この項において「県貸付資金」という。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第81号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

第4条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

第7条第1項中「第28条の9第15項」を「第28条の9第20項」に、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

第8条の2第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「以後2年」を「以後3年」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改め、同条第3項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「以後2年」を「以後3年」に改め、同条第4項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「以後2年」を「以後3年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（次項において「新条例」という。）第8条の2の規定は、同条に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、令和4年4月1日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための

県税の課税免除等に関する条例第 8 条の 2 に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、同日前に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

- 3 令和 4 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第 8 条の 2 の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第 13 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「又は同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しくは同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年島根県条例第 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 2 号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は令和 4 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 3 号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは「いずれか遅い納期の末日）又は令和 4 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

第82号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「375,500円と5円2銭」を「386,500円と5円18銭」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。